令和９・１０年度

測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請の手引

※　電子申請の際には、広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の「令和９・10年度　測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請の手引き」を確認の上、申請（システムの操作）を行ってください。

廿　日　市　市

目　　次

第１　資格審査の電子申請の手順等..... 3

１　電子申請の概要..... 3

２　電子申請の期間、添付書類提出期限及び提出方法等..... 4

３　電子入札等システム利用上の留意点..... 4

４　申請資格..... 5

５　入札参加資格の通知等..... 5

６　入札参加資格の取消し..... 6

７　提出書類一覧表..... 6

８　個人情報の保護..... 12

９　補正..... 12

１０　申請事項の変更の届出..... 12

１１　その他..... 13

第１　資格審査の電子申請の手順等

１　電子申請の概要

令和９年度及び令和10年度の測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格の当初申請においては、原則として、広島県及び県内市町（広島市を除きます。）が共同して運用する「広島県電子入札等システム」によって、インターネットを経由した申請（**電子申請**）を行うものとします。なお、添付書類（システムに添付して提出するものを除く。）を別途、所定の期限までに提出しなければなりません。

今回から、廿日市市への添付書類の提出には、入札参加資格審査申請システムを使用します。インターネット環境が整備されていなかったり、使用されているパソコン等の利用環境が整っていなかったりと、やむを得ない理由で入札参加資格審査申請システムを使用できない場合を除き、紙での資料提出はできません。

不明な点については、次の連絡先までお問い合わせください。

○書類の記入方法や廿日市市の入札制度について

廿日市市　総務部　契約課

広島県廿日市市下平良一丁目11番１号

電話番号　0829-30-9108（直通）

※対応時間は土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分（正午から１時間除く）です。

※パソコンや機器の基本操作、ソフトウェアの操作方法、環境外でのご利用については、申請者それぞれで環境が大きく異なるため、お問い合わせいただいても適切にお答えすることができません。

※申請期間中には多数の質問が寄せられるため、すぐに対応できないことがあります。

○入札参加資格審査申請システムの操作方法について（廿日市市への提出の場合）

右のＱＲコードから　https://bid-entry.com/　へアクセスし、「よくあるご質問」または「操作マニュアル」を参照してください。それでも解決しないときは、次の連絡先までお問い合わせください。

ミラ株式会社

電話番号　088-678-3450

※対応時間は土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分（正午から１時間除く）です。

※パソコンや機器の基本操作、環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

○資格審査受付システム利用準備手続及び操作方法等について（広島県への提出の場合）

電子入札(公共工事等)ヘルプデスク

電話番号　0570-550215

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

※対応時間は土・日・祝日を除く平日午前9時00分～午後5時00分（正午から１時間除く）です。

２　電子申請の期間、添付書類提出期限及び提出方法等

(1)　申請期間

令和８年11月２日（月）から令和８年11月20日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

電子申請が可能な時間帯は、午前９時から午後５時までです。

※　この間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※　この申請期間を過ぎると受け付けることはできません。必ず期間中に申請してください。

(2)　添付書類提出期限

廿日市市への書類提出期限	広島県への書類送付期限
令和８年11月27日（金）（必着）	令和8年11月27日（金）（必着）

※　この日までに書類が届かない場合、申請は無効となります。

(3)　添付書類の提出部数、提出方法及び提出先

	廿日市市への提出		広島県への提出
	入札参加資格審査申請システムでの提出	書面での提出（やむを得ない理由がある場合に限る）	
ア　提出部数	－	１部	１部
イ　提出方法	データ送信による	提出先へ郵送又は持参	提出先へ郵送又は持参
ウ　提出先	https://bid-entry.com/	廿日市市総務部契約課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番１号 廿日市市役所５階	広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号

※「１　電子申請の概要」を参照してください

※提出書類は「７　提出書類一覧表」を参照してください

３　電子入札等システム利用上の留意点

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応した**ＩＣカードを利用**していただく必要があるほか、ＩＣカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。

利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、**事前準備（利用者登録等）が必要となります。**

詳細については、インターネットにより広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページを確認してください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

４　申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

(2)　「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていない者

(3)　「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていない者

(4)　「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

(5)　直近２年間において、入札参加資格の審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）がない者

(6)　廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第２条の各号に該当する者

(7)　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者

(8)　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

(9)　入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

(10)　次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者

ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

ウ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

５　入札参加資格の通知等

(1)　入札参加資格の通知

ア　審査の結果、資格の認定をした者の一覧（以下「資格者名簿」という。）を契約課窓口及び市ホームページで公表しますので、御了承ください。また、この資格者名簿の公表をもって、審査結果の通知を行ったものとします。

資格者名簿によって公表する内容は、商号又は名称、所在地、電話番号、委任先の営業所名、所在地、電話番号及び業務分野です。

イ　特段の理由があり、審査結果の通知を紙で受取ることを希望する場合は、110円切手を貼付の上で、送付用の封筒（長形３号）を契約課へ提出してください。申請期間内**必着**とします。封筒には受取人の宛先を記入し、敬称は「様」か「御中」を使用してください。（「行」や「宛」は使用しないでください。）

なお、行政書士に依頼した場合など、申請者と受取人が異なるときは、申請者名がわかるよう、宛名欄外等に申請者名の記載をお願いします。**封筒に会社名が入っていたとしても、記載は省略しないでください。**記載がない場合、返信用封筒を提出されていても、認定通知書を送付できないことがあります。

ウ　審査結果の通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(2)　入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和11年３月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においても、廿日市市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成12年告示第32号）第４条第１項の規定により受付を行う次期の入札参加資格の認定の日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、第１の４の(2)～(4)の登録の取消し等により登録が無くなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

６　入札参加資格の取消し

(1)　入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

(2)　入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和10年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

７　提出書類一覧表

・　次の書類を廿日市市又は広島県に提出してください。様式の定められているものは、所定の様式を提出してください。紙で提出する場合は、各１部を提出してください。

・　提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日とし作成してください。

・　○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。

・　廿日市市に提出する書類は、原則として入札参加資格審査申請システムを使用して提出してください。

・　紙書類を電子化する際はスキャナを使用し、印影や記載内容が鮮明に読み取れるようにしてください。カラー、モノクロは問いませんが、ファイル形式はＰＤＦを指定してください。

・　スキャナをお持ちでない場合は、コンビニエンスストア等の複合機（スキャナ機能付の機種に限ります。）を使用してください。

・　表計算ソフトやワープロソフトのデータをＰＤＦ化するときは、各ソフトウェアの説明書を参照するか、ＰＤＦ作成ソフトを使用してください。

・　提出するデータにパスワードを設定しないでください。

・　入札参加資格審査申請システムを使用して書類を提出すると、申請時に登録されたメールアドレスに対し、処理段階に応じて経過をお知らせするメールが送信されます。不備があった場合の補正依頼も同様ですので、申請期間中はメールを定期的に確認するようにしてください。**（迷惑メールフォルダも定期的に確認することを、強くお勧めします。）**

・　やむを得ない場合に限り、紙での添付書類提出を行うことができます。事前に契約課へ連絡を行い、承諾を得た上で、第１項から第 24 項までの該当するものを第 26 項のＡ４サイズフラットファイルにつづり、提出してください。**事前連絡及び承諾なしに郵送された場合、他自治体への申請分**

を誤って送付されたものとして、一定期間保管の後に破棄します。

・　**広島県に提出する書類の詳細及びシステムに添付する様式等については、次の広島県のホームページを参照してください。**

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

・　受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを作成し、申請事務担当者が保管してください。

・　提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、Ａ４版に調製したものを提出してください。

・　入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。

項	提出書類	廿日市市に提出するもの		広島県に提出するもの
		入札参加資格審査申請システム	紙（やむを得ない場合に限る）	
1	**入札参加資格審査申請書** ・ Excel ファイルのまま提出	○		
2	**送信完了兼受付票** ・ 電子申請の最後の送信完了画面	○	○	○
3	**委任状（様式第４号の２）** ・ 本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に対し入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出してください。 ・ 委任先は１か所のみとします。また、委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできません。	△	△ **（原本）**	
4	**使用印鑑届（様式第５号）** **・ 第２項の委任状の提出がある場合は必ず提出してください。** ・ 実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する場合は不要です。 ・ 使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印としてください。	△	△ **（原本）**	
5	**印鑑証明書** **・ 発行から３か月以内のもの** ※ただし、２種類以上の申請があり、同封して提出の場合のみ原本を１通添付すること（原本添付以外の申請については写しでも可） ・ 法人… 本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・ 個人… 本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書	○	○ **（原本）**	
6	**登録証明書** **・ 発行から３か月以内のもの。**写しも可。 ・ 「測量業者登録証明書」、「建築士事務所登録証明書」、「土地家屋調査士登録証明書」、「計量証明事業者	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△

	登録証明書」、「不動産鑑定業者登録証明書」、「司法書士登録証明書」		
7	**現況報告書の副本の写し** ・　「建設コンサルタント現況報告書」、「地質調査業者現況報告書」、「補償コンサルタント現況報告書」	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△** **（注１）**
8	**有資格技術職員名簿**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**○** **電子データをシステムに添付して提出**
9	**希望業務実績調書**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△** **電子データをシステムに添付して提出** **（注１）**
10	**廿日市市発行の滞納がない証明書** **・　発行から３か月以内のもの。原本提出。** ※ただし、２種類以上の申請があり、同封して提出の場合のみ原本を１通添付すること（原本添付以外の申請については写しでも可） ・　市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの ・　廿日市市役所１階税制収納課又は各支所で発行しています。 **・　廿日市市に納税義務がある方のみ提出してください。**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△** **（注１）**
12	**消費税及び地方消費税の納税証明書**	**※広島県に提出。**	**○**

	・ **発行から３か月以内のもの。**写しも可。 ・ 未納の税額がないことを証明したもの ・ **課税されていない場合も提出してください。** ・ 法人… 本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第９号その３、又はその３の３による納税証明書 ・ 個人… 本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第９号その３、又はその３の２による納税証明書 ・ 電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）の電子データを添付すれば、紙の納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）は不要 ・ 納税証明書のオンライン請求については、次のホームページを参照してください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/	**（市への提出不要）**	**書面を提出（電子納税証明書を提出する場合はシステムに添付して提出）**
15	**財務諸表類の写し** ・ 法人… 直前１年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ・ 個人… 直前１年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し ・ 入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前１年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前１年の事業年度の前年度の財務諸表とします。	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**○** **（注１）**
16	**登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）** ・ **発行から３か月以内のもの。** ・ 法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・ 個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書	**○** **（注１）** **○** **（注１）（写し）**	**○** **法人のみ** **（注１）**
17	**健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。）**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△**
18	**申出書**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△**
19	**ＩＳＯ９００１の認証取得を示す登録証及び附属書の写し**	**※広島県に提出。** **（市への提出不要）**	**△**

20	**ＣＰＤ内訳書**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
21	**測量系ＣＰＤ協議会の測量ＣＰＤ制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系ＣＰＤ協議会が証する書面（協議会様式４（団体用））の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
22	**建築ＣＰＤ運営会議の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築ＣＰＤ運営会議が証する書面（建築ＣＰＤ運営会議様式３－３）の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
23	**建設系ＣＰＤ協議会加盟団体の継続教育制度（ＣＰＤ）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
24	**障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
25	**消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
26	**協力雇用主登録証明書の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
27	**暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し**	**※広島県に提出。 （市への提出不要）**		△
28	**資格認定通知用の封筒** ・　書面での通知を希望する者に限る。 ・　長形３号の封筒に110円切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記してください。	△	△	
29	**Ａ４サイズフラットファイル** ・　２穴とじ、色指定なし ・　提出書類をつづり、背表紙に商号又は名称を記入してください。		○	

注１　建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による第６項の現況報告書の副本の写しの提出があれば、第８項の

希望業務実績調書、第 11 項の財務諸表類の写し及び第 12 項の登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）については提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。

【例】　測量分野と土木関係建設コンサルタント分野を希望し、土木関係建設コンサルタント業務に関する現況報告書を提出した場合

第８項の希望業務実績調書 → 測量業務の実績調書が必要です。

第11項の財務諸表類の写し、第12項の登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）→ 省略できます。

注２　申請先自治体の「滞納がないことを証する書面」について

(1)広島県内及び市町内に営業所等がないなどのため、広島県及び各市町に納税義務のない場合には必要ありません。

(2)この証明等は、**申請先自治体のもののみ必要**です。申請しない県･市･町の証明は不要です。

（例：広島市税の納税義務があっても、このシステムで申請しない**広島市の納税証明書は不要です。**）

８　個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

９　補正

(1)　申請書の内容に不明点がある場合には、申請書記載の担当者又は持参いただいた方に確認します。問合せに対応できるよう提出書類の控えを作成し、保管してください。

(2)　廿日市市への提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、入札参加資格審査申請システムで補正の指示をします。利用者登録の際に入力されたメールアドレスに補正依頼があったことをお知らせするメールが届きますので、依頼があったときは、速やかに必要な補正を行ってください。（紙で提出をされたものに限り、軽易なものであれば市が訂正することもあります。）

(3)　補正の指示を受け、補正がされない場合には、申請を受理することができませんので御注意ください。

１０　申請事項の変更の届出

申請書提出後に次の事項に変更が生じたときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

(1)　商号又は名称

(2)　本店の所在地

(3)　営業所等の名称

(4)　営業所等の所在地

(5)　本店又は営業所等の電話番号等

(6)　登録の更新、変更、廃業等

(7)　代表者

(8)　受任者

(9)　契約権限等の委任を伴う営業所等の新設

（10）実印

（11）契約印（使用印）

１１　その他

(1)　この資格は、格付を行っていません。

(2)　随意契約を行う場合であっても原則として資格の認定を受けている方を対象としていますので、取引を希望される方は申請をしてください。

(3)　業務分野によっては、有効期間中全く入札等がないこともあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されるとは限りません。